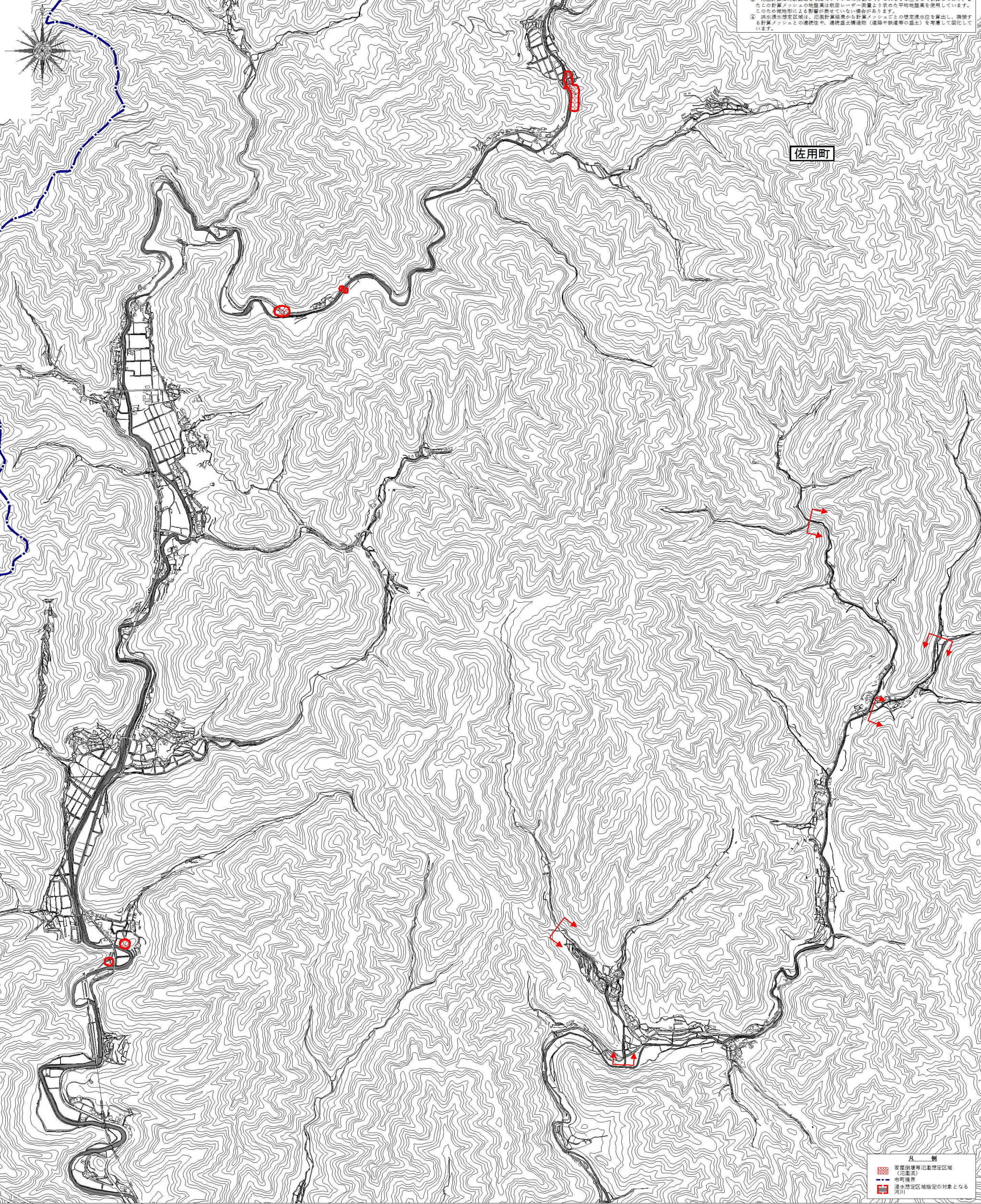
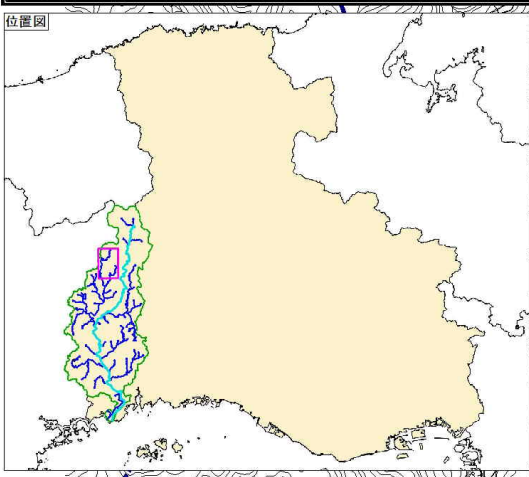


千種川水系 家屋倒壊等氾濫想定区域図 氾濫流【17/23】



1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域（以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。）を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示していません。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表済の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、家屋及び施設に与える影響等を考慮していません。この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊・流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を基に算定しており、(3)の条件に加え、既設する家屋の構造や敷地の傾斜などによって、実際の氾濫時には異なる状況で氾濫が予測されていること等が理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意してください。

2 基本事項

(1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 令和元年5月31日
 (3) 公表する河川 千種川水系加藤川、加藤川、加藤川放水路、新川、長谷川、矢野川、小野川、龍子川、柳川、高田川、安室川、柳瀬川、龍野川、大高川、福谷川、杉野川、カチノ川、岩木川、龍野川、秋葉川、六日山川、藤山川、松山川、大地川、新井川、須賀川、山田川、西内川、西内川(佐用川支川)、定川、東谷川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、龍川、滝谷川(佐用川支川)、東谷川、滝谷川、大下川、笠谷川、舟倉川、本郷川、鎌倉川、家ノ尾川、家谷川(志文川支川)、三ノ谷川、中下川、大谷川、岩井川、徳谷川、赤井川(志文川支川)、西山川、龍野川、河内川、西内川(千種川上流) (公表済河川：西宮市、西宮市)

(4) その他公表する河川 千種川水系千種川、志文川、志文川

(5) 関係市町村 相主市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、美郷市

(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」で洪水・越水・溢水・浸水した場合の氾濫想定区域を示しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川・水路が洪水・越水・溢水・浸水した場合の氾濫想定区域は表示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河道を有する区域においては、急峻な地形による洪水調節効果、堤防が無い区域においては洪水をせき止めたときの氾濫想定区域を基に作成したものです。

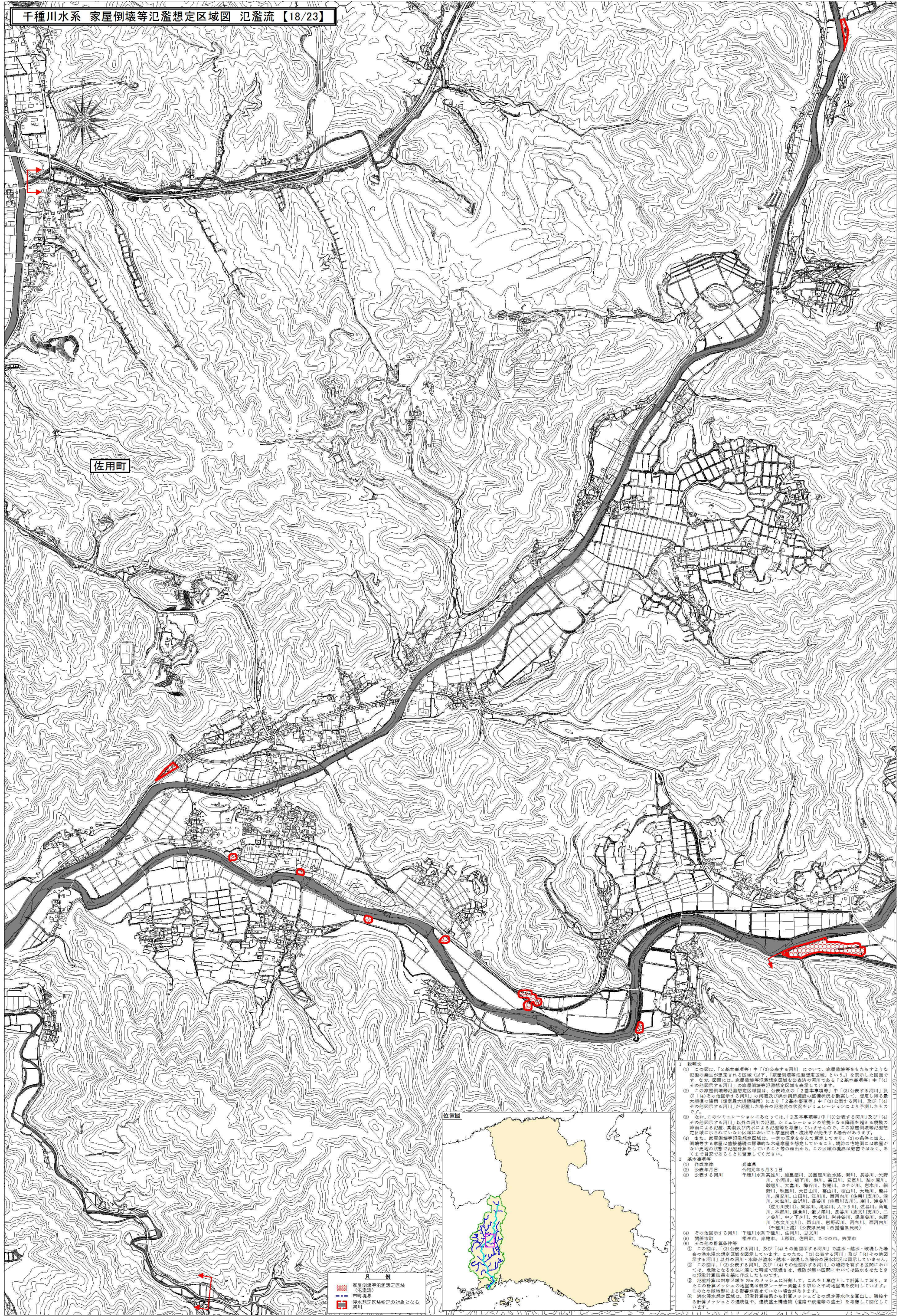
③ 氾濫想定区域を20mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーザー測量より求めた平地地形高を使用しています。このため地形による洪水調節効果は考慮していません。

④ 洪水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定洪水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物（堤防や鉄道等の盛土）を考慮して図化しています。

佐用町

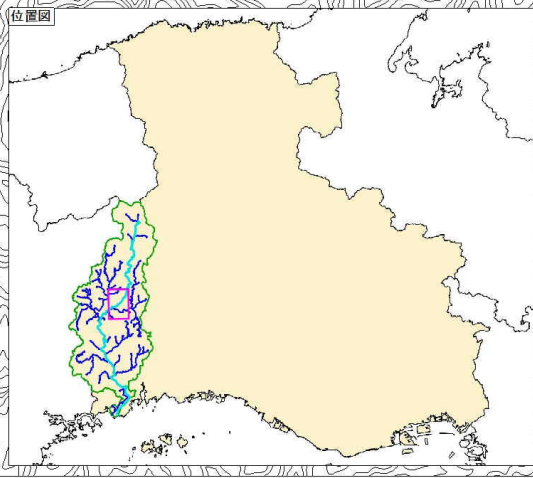
凡 例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
- 市町境界
- 洪水想定区域指定の対象となる河川



佐用町

位置図



- 凡例**
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (氾濫流)
 - 市町境界
 - 洪水想定区域指定の対象となる河川

1 説明文

(1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を算定している。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表済の「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河床及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」が氾濫した場合の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を受ける規模の降雨による氾濫、事案及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊、流出等が発生する場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を基に算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は建築基準法の標準的な木造家屋を想定していること、堤防の存在には氾濫がない等の状態で氾濫を計算していること等の理由から、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等

(1) 所定年度 兵衛橋 令和元年5月31日

(2) 公表年月日 千種川水系高瀬川、加尾壺川、加尾壺川取水路、新川、長谷川、矢野川、小河川、松下川、柳川、高田川、安藤川、加々野川、藤原川、大井川、新谷川、杉山川、カサ川、坂本川、松野川、秋里川、大日山川、藤山川、松山川、大地川、熊井川、深安川、山田川、江川、西河内川(佐用川支川)、淀川、長谷川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、新川、長谷川(佐用川支川)、喜谷川、滝谷川、大下り川、笠谷川、角島川、本郷川、鎌倉川、藤ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、西井谷川、新井谷川、矢野川(志文川支川)、西山川、長谷川(西河内川支川)、西河内川(千種川上流)(公表済民局:西河内川民局)

(3) 公表する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(4) その他公表する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 所定の計算条件等 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、美郷市

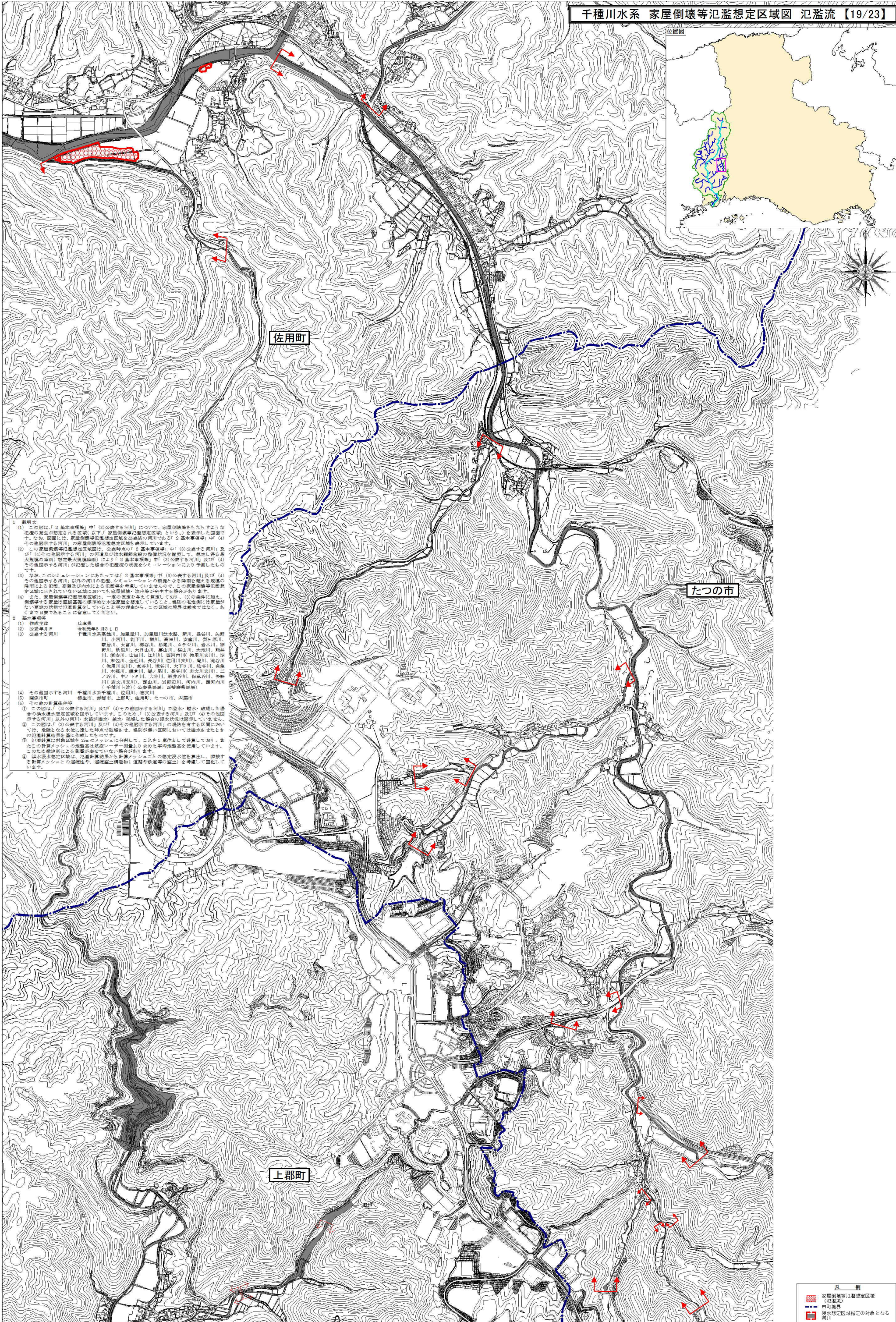
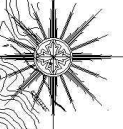
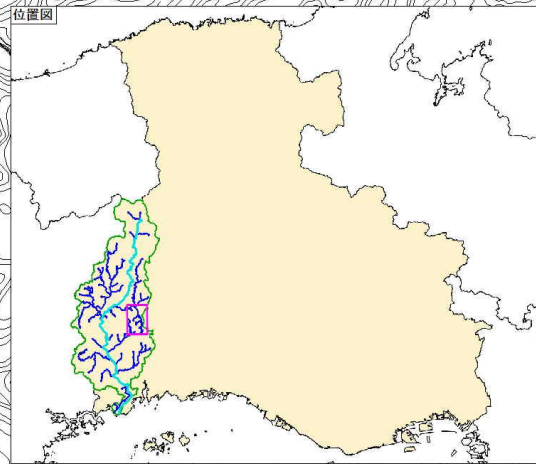
(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」で治水・治水・破壊した場合の洪水想定区域を算定している。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川、水防施設が、治水・治水した場合の洪水想定区域は図示していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、堤防が無い区間においては洪水かささきなどの氾濫想定区域を算定したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を50mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地盤高は航空レーザ測量より求めた平均地盤高を使用しています。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定洪水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、連続盛土構造物(道路や鉄道等の盛土)を考慮して図示しています。



1 説明文

(1) この図は、「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下「家屋倒壊等氾濫想定区域」といふ)を明示した図面である。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表する河川である「2 基本事項等」中「(4)その他公表する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示している。

(2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の河床及び洪水氾濫時の氾濫状況等を勘案して、想定される最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」が氾濫した際の氾濫流の状況をシミュレーションにより予測したものである。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては「2 基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川の氾濫、シミュレーションの前掲となる降雨による規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この家屋倒壊等氾濫想定区域に示されていない区域においても家屋倒壊、流出が想定される場合があります。

(4) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、一定の仮定を有して算定しており、(3)の条件に加え、倒壊等する家屋は直撃基礎の標準的な水浸家屋を想定していること、堤防の老朽化には家屋がない等の状態で氾濫計算していること等の理由から、この区域の氾濫は厳密ではなく、あくまで目安であることを留意していただきたい。

2 基本事項等

(1) 作成主体 兵庫県

(2) 公表年月日 令和元年8月31日

(3) 公表する河川 千種川水系高橋川、加尾川、加尾川取水路、新川、長谷川、赤野川、小野川、能下川、柳川、高田川、安堂川、野田川、新野川、大木川、梅田川、新野川、カサシ川、赤木川、新野川、秋葉川、大目山川、高田川、柳山川、大池川、新野川、須賀川、山田川、江川川、西河内川(佐用川支川)、滝川、赤谷川、金谷川、長谷川(佐用川支川)、柳川、高谷川(佐用川支川)、新野川、高谷川、大野川、高谷川、赤谷川、本家川、鎌倉川、新ノ尾川、長谷川(志文川支川)、二ノ谷川、中ノ下川、大谷川、新野川、柳葉川、赤野川(志文川支川)、西河内川(千種川上流)(公表県民局:西河内県民局)

(4) その他公表する河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、赤穂市

(6) その他の計算条件等

① この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」で洪水、越水、破綻した堤防の洪水浸水想定区域を算定しています。このため、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」以外の河川、水害が洪水、越水、破綻した堤防の洪水状況は算定していません。

② この図は、「(3)公表する河川」及び「(4)その他公表する河川」の堤防を有する区間においては、危険となる水位に達した時点で破綻させ、堤防が無い区間においては洪水させたときの氾濫計算結果を算定したものです。

③ 氾濫想定区域は、この図面に分割して、これを1単位として計算しており、またこの計算メッシュの地形高は航空レーダー測量より求めた平均地形高を使用しています。このため地形による影響が算定されない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定洪水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や、灌漑施設(運河や排水路の盛土)を考慮して図化しています。

凡例

■ 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流)

--- 市町境界

--- 洪水想定区域指定の対象となる河川